選挙運動用自動車借入契約書

秋田市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する選挙運動用自動車の借入について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に定める選挙運動に使用するため

２ 車種および登録番号又は車両番号

３　台数　　１台

４　使用期間　　令和７年　　　月　　　日から

　　　　　　　　令和７年　　　月　　　日まで（　　　日間）

５ 契約金額　　　　　　　　　　　円（消費税等を含む）

　　　　　　　　内訳）１日　　　　　円×　　　日間

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７ 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和７年　　　月　　　日

甲　秋田市長選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

乙　住所

氏名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　 印